第1章

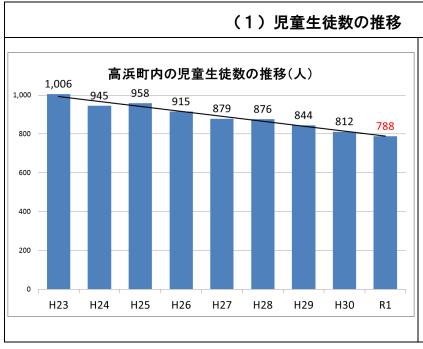
高浜町学校給食におけるアレルギー対応食の現状と課題

1. 学校給食における対応食の現状と課題

高浜町教育委員会では、「学校生活管理指導表」、保護者から提出される「食物アレルギー対応食実施申請書」に基づき、保護者、学校、給食センターが共通の理解のもとに個に応じた対応食を実施しています。

これまでは、「食物アレルギーのある児童生徒も、他の子どもたちと同じように、 給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごすことができるように」、除去食や代替食に より、きめ細やかな対応に取り組んできました。

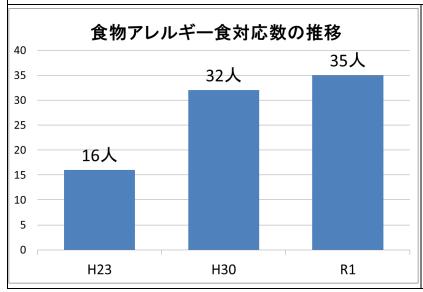
しかしながら、ここ数年、食物アレルギーは、複雑・多様化の傾向を示し、対応食を必要とする児童生徒数が、町の予想をはるかに超えるスピードで増加していく状況にある中では、その対応にも限界が生じ、対応食を安全かつ確実に対象児童等に提供していくという、安全確保の観点からも、一定の基準(制限)を設ける必要性が生じています。



少子化の影響は顕著に表れて おり、児童生徒数は年々減少傾 向。

令和元年度は平成 23 年度と比較して、およそ 200 人以上減少している。

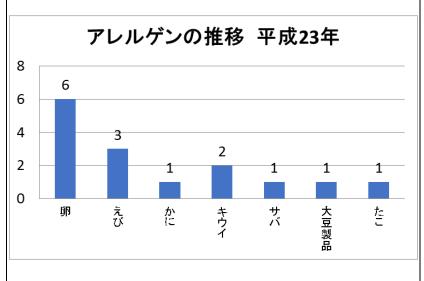
(2)食物アレルギー対応食数の推移



少子化により児童生徒数は全体的に減少しているものの、食物アレルギー対応食を申請する児童生徒数は増加傾向にある。

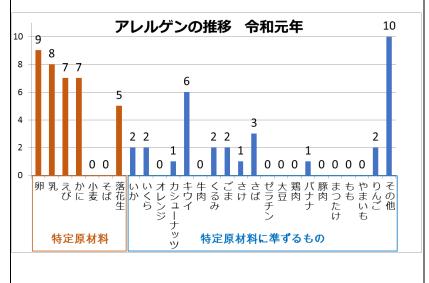
*H30、R1 は学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書(様式第5号)の提出に基づき対応している実数のみ掲載

(3)アレルゲンの累計推移



平成23年 7品目16人分 令和 元 年16品目35人分 以上の数字が示すとおり、多種 多様化傾向にある。

*「アレルゲン」とはアレルギー疾患を持っている児童生徒等の抗体と特異的に反応する抗原のこと。



* 令和元年は学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書(様式第5号)の提出に基づき対応している実数のみ掲載

2. 食物アレルギー対応への環境整備

食物アレルギー対応のためには、学校の設置者であり、かつ学校給食の実施主体でもある高浜町(教育委員会)が各学校の状況を的確に把握し、主体的に対応することが求められています。

このことから、教育委員会では、これまでにもその体制の確立をはじめ、人的及び 物理的環境の整備に努めてきました。

しかしながら、「(3)アレルゲンの累計推移」に示すとおり、ここ数年、食物アレルギーの複雑かつ多様化の進行が著しく、その対応にも限界が生じており、安全確保の観点から、一定の基準(制限)を設ける必要性が生じています。

(1) 体制の確立

- ①「高浜町学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱」の制定(平成30年度~)
- ②「高浜町学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱」の制定(平成30年度~)
- ③ 対応食の申請から提供までをマニュアル化「学校給食における食物アレルギー対応指針」を策定(平成30年度~)

(2) 人的環境の整備

調理員の増員配置



(3) 物理的環境の整備

- ① 移動可能な専用の電磁調理器を設置。 (平成30年度)
- ② 多人数、多品目に対応すべく電圧を増設し、複数の専用電磁調理器数を設置可能とする。(平成30年度)

第2章 食物アレルギー対応の基本的な考え方

1. 食物アレルギー対応の基本的な考え方

(1) 対応指針の位置づけ

本対応指針は、文部科学省が策定した「対応指針」および福井県教育委員会が策定した「学校における食物アレルギー対応の手引き」をもとに、「高浜町学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱」を補完するため、対応の単純化と共通化、事故防止策の見える化を図り、策定するものである。

具体的には、年間を通したアレルギー対応の流れや、対応食の提供に関する手順 等についてまとめている。

(2) 対応方針における基本的な考え方

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、食物アレルギーのある児童生徒が、他の子どもたちと同じように、給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごすことができるようにすることである。

そのためにも、安全性を最優先し、担当者に任せるのではなく、全ての教職員、 給食センター及び教育委員会関係者、医療関係者等が相互に連携し、当事者意識と 共通認識を強く持って組織的にアレルギー対応に取り組むことが重要である。

2. 学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- (1)食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- (2) 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- (3) 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(平成20年3月文部科学省)」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- (4) 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。
- (5) 学校及び給食センターの施設設備、人員等を鑑み無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- (6) 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

出典:文部科学省作成「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月)

高浜町学校給食食物アレルギー対応の基本方針

高浜町では文部科学省、および福井県教育委員会が示す「学校給食における食物アレルギー対応の大原則」を踏まえ、以下のとおり「高浜町学校給食食物アレルギー対応の基本方針」を示す。

- ◆食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも 安全性を最優先とする。
- ②「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、 医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ❸安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか) を原則とする。
- ◆調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや、注意喚起表記 (食品表示法)程度のアレルゲンの混入では、アレルギー症状を発症し ない児童生徒を対象とする。
- ⑤学校及び学校給食センターの施設設備・人員等を鑑み、対応する。 調理作業においては、作業工程表・作業動線図をもとに綿密な打ち合 わせの上、安全かつ確実な対応食を保障する。
- ⑥高浜町教育委員会は食物アレルギー対応において各学校及び学校給食センターの取組みを支援する。

第3章 学校給食における食物アレルギー対応

1. 対応食の実施対象者

- (1) 医療機関での診察・検査により、食物アレルギーと診断され、医師からの指導により、家庭において、アレルギー物質を含む食品の除去を行うなどの食事療法を行っている児童生徒等を対象とする。
- (2) 児童生徒等の健康・発育のために食物アレルギーの状況を把握することは不可欠であるため、最低1年に1回以上は医療機関を受診して必要な検査を行い、その診断結果を教育委員会に提出している児童生徒等を対象とする。
- (3) 所定の様式及び手続きに基づき、保護者から申請があった児童生徒等を対象とする。
- (4) 保護者の自己判断による制限や好き嫌いは対象としない。
- (5) 保護者からの口頭での申し出や所定の手続きによらない申し出については、対応しない。

2. 対応食の基準

- (1)除去食対応の基準
 - ① 安全性確保のため、原因食物を「完全除去※1」して提供する。 ただし、小麦、魚については例外※2とする。

※1「完全除去」の解釈

【卵】が除去の場合、「マヨネーズ(非加熱)除去」、「揚げ物の衣・つなぎ除去」、「汁物の溶き卵除去」、「ウズラ卵除去」、「(卵が混入されている)パン」など、卵を使用しているすべてを除去することとし、「少量可」や「加工食品可」など、除去するかしないかの段階的な対応は行わない。

※2 小麦・魚については例外の解釈

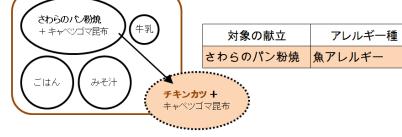
【小麦】除去が非常に多岐にわたるため、対応はパンなど主食の除去に限定する。

【魚】除去が非常に多岐にわたるため、**対応は主菜(中心献立・食材)の除去、又は** 代替対応に限定(下図参照)する。

対応内容

【代替】チキンカツ

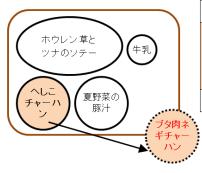
主菜の代替対応の例



② 除去食は、一品につき一種類とし、給食センターの当該アレルゲンを全て除去したものの提供を基本とする。

具体的な事例

「へしこチャーハン」⇒【代替】「ブタ肉ネギチャーハン」のみとする。

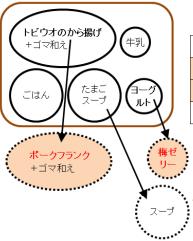


対象の献立	アレルギー種	対応内容	
	魚アレルギー	【除去】へしこ	
※ へしこチャーハン	魚と卵アレルギー	【代替】ブタ肉ネギチャーハン	
10 2 7 1 7 15	卵アレルギー	【除去】スクランブルエッグ	
牛乳	牛乳アレルギー	【除去】飲用牛乳	

(2) 代替食対応の基準

① 代替食は、完全除去した献立が中心献立・食材だった場合に提供する。 また、調理を伴わない単品ごとに配食する副食(ゼリーなどのデザート類) は可能な範囲で代替対応する。

具体的な事例



対象の献立	アレルギー種	対応内容	
トビウオのから揚げ	魚アレルギー	【代替】ポークフランク	
ヨーグルト	乳アレルギー	【代替】梅ゼリー	
たまごスープ	卵アレルギー	【除去】スープ	

たまごスープは中心献立ではないため、卵を完全除去したスープの提供となる。 【基本方針:除去対応】

(3) 弁当対応の基準

① 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合。 以下に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮する。

(ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛 乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大 豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス
果物	エキス

(イ)加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)の表示がある場合についても 除去指示がある。

【注意喚起例】

●同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では○○(特定原材料等の名称)を含む製品を製造しています。」

●原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

●えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

- (ウ) 多品目の食物除去が必要。
- (エ) 食器や調理器具の共用ができない。
- (オ) 油の共用ができない。(揚げ油の再使用含む)
- (カ) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況。
- ※ 単にエピペン®所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応とする必要はない。
- ※ (ア) ~ (カ) に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて 確認すること。

(4) 上記の対応

上記(1)~(3)の対応について、給食センターの状況や対象児童生徒等の実態 (重症度や除去品目数、人数など)を踏まえて、総合的に判断する。

3. 詳細な献立表の記載について

給食の原材料を詳細に記した献立表、「詳細な献立表」を給食センターは毎月作成する。その際、児童生徒が除去すべき原因食物が分かるよう留意し、記載漏れが無いように複数の関係者で確認する。

また一部弁当で代用する場合は、事前に保護者と協議する。その上で保護者、学校に配布する。保護者は詳細な献立表をもとに除去する食品を確認し、学校を通じて給食センターに報告する。

4. 乳アレルギー、乳糖不耐症の児童生徒の対応について

乳アレルギーの児童生徒には、「2.対応食の基準」に基づいた対応の他、飲用 牛乳の中止の対応を行う。

乳糖不耐症については、食物アレルギーではないが、飲用牛乳の中止の対応をする。新規に対応を希望する保護者は、アレルギー調査を行う際に、「高浜町学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書(様式第5号)」と「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。継続して対応を希望する場合は、毎年、「申請書(様式第5号)」のみ提出を求める(個別面談は実施しない)。

5. 給食費の取り扱いについて

給食から本人が原因食物を除去する場合(一部弁当)であっても、原則的には通常の月額を徴収する。ただし、飲用牛乳の中止の場合には、

「通常月額一牛乳代(単価による)=月額」で計算し、徴収する。

また、全部弁当対応が5日以上の場合は、「児童・生徒・常勤職員の給食費の取り扱いについて(p46)」のとおりとし、学校で食数の変更を行い、日割り計算で徴収する。

6. 薬の飲み合わせや病気による給食の対応

病気により薬が処方されている場合で、薬効に影響を及ぼす食材が給食に使用される場合、原則的には学校給食での対応は行わない。また、病気のため医師の指示による食事制限を行っている場合も同様とする。このため、本人の判断に基づく除去となり、必要に応じて弁当を持参する。

ただし、「詳細な献立表の送付」並びに「飲用牛乳の中止」の対応は可能であり、 希望する保護者は毎年「申請書(様式第5号)」を提出するものとする。

また、「学校生活管理指導表」の提出は不要であるが、必要に応じて医師の診断 書の提出を求める。

7. 食物アレルギー対応の基本的な流れ(新年度食物アレルギー対応準備日程)

各様式の発出・提出先一覧(p30)参照

時期	新 1 年生(新規および転入生含む)	在校生(進級時・新中学一年生含む)
10月11月	●食物アレルギー状況の把握 小学校…就学時健康診断事前調査票 (様式第1号) 中学校…小学校申し送り 等	
12 月	②担当者連絡会議【町教委担当者・保育所栄養士・学校栄養教諭】は調査票(様式第1号)で給食対応を希望している児童の確認。	① すでに対応している児童生徒には、 年度末に、給食センターから保護者
		へ(学校経由)「個別取組プラン(様 式第4号)」を配布し、新年度の対
1月	③保護者に下記書類の提出を求める 給食センターは保護者に下記書類を 提出するよう依頼する。□書類提出依頼文書(様式参考)□面談票(様式第2号)□学校生活管理指導表	応を確認。場合によっては、栄養教 論が保護者と面談または電話連絡。 ◆ (様式第4号) のコピー ◆食物アレルギーに関する対応の確認 について (様式第9号)
2月	◆個別面談を実施する【保護者・担当教員・栄養教諭(必要に応じて・管理職・校医等)】申請保護者に対して、個別面談を実施し、具体的対応策を検討。	○ 小学校で食物アレルギー対応をしていた児童が中学校に進学する際には小学校で上記の書類の提出を確認した後、中学校へ送付。(2月末まで)
	★*面談チェックリスト(様式第3号)●個別取組プラン(様式第4号)	
3 月	*様式3号「面談チェックリススト」とともに面談しながら、給食センター・栄養教諭が(様式第4号)に記入する。保護者の方にも記入してもらう箇所(緊急連絡先や、かかりつけ医など)がある。	
	上記の❹・①とも ◎個別取組プラン(様式第4号)は、 面談後に給食センターにおいてデータ ◎入力後は学校も内容を確認し、給食せともに保護者宛(学校経由で)送付	タ入力する。
	⑤申請 保護者は面談内容に同意後、個別取組プラン(様式第4号)に押印の上、申請書 (様式第5号)を学校に提出。	②申請 保護者は次年度の個別取組プラン(様式 第4号)に押印の上、申請書(様式第5 号)学校生活管理指導表を学校に提出。

時期	新1年生(新規および転入生含む)	在校生(進級時・新中学一年生含む)				
3月	Ţ	→				
	(様式第4号)、(様式第5 学校 → 給食センター →	- ·				
		7				
4月	(1)教育委員会から実施決定通知書(核 学校経由)送付。	様式第6号)を保護者宛(給食センター→				
	4	}				
	(2)学校内でアナフィラキシー緊急対応や発症時の対応の流れの共通理解を図る。 給食センター内で調理体制の整備、打合せ、確認の実施。					
	(3) アレルギー対応食開始 給食センターより、毎月、対応表(詳細な献立表)と同意書(様式第7号) を送付。 返送後の同意書は学校でコピーを保管し、原本は給食センターへ送付。					
	(4) 定期的に対応の評価と見直しを行う。事故やヒヤリハット事例が発生した場合は、その詳細と改善策の報告。					

8. 年度途中の食物アレルギー症状の変化に伴う事務手続き

いつから	学校での管理指導	提出書類	面談の有無
年度途中で	症状改善により対応不要 ① 学校生活管理指導: ② 学校給食アレル		必要に応じて
十反还中(症状変化(軽症化・重症化) により対応内容変更	応食提供事業変更(対応 解除)願(様式第8号)	実施

9. 教育委員会・学校・給食センター・保護者の役割

- (1) 教育委員会の役割
 - ・食物アレルギー検討委員会の設置と基本方針の策定
 - ・児童生徒の情報把握
 - ・医療機関及び消防機関との連携
 - ・研修会の実施及び研修機会の確保
 - ・食物アレルギー対応充実のための環境整備及び支援
 - ・すべての事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック
 - ・専門的に相談できる体制の構築

(2) 学校の役割

- ・組織で対応し、学校全体で取り組むため、校内に食物アレルギー対応委員会の 設置
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の個別プランの検討及び評価
- ・医療機関及び消防機関との連携
- ・緊急時対応体制の整備と確保
- ・保護者・学校間の連携
- ・校内研修を年1回以上実施 (※必要に応じて学校医に意見を求める) (児童生徒の情報確認・食物アレルギー知識の普及啓発)
- ・すべての事故及びヒヤリハット事例の報告(様式第10号)

(3) 給食センターの役割

- ・食物アレルギー対応を行う児童生徒の情報共有
- ・「高浜町学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づく献立作成
- 調理器具、食材の管理による調理体制の整備
- ・調理手順等を確認し、安全に配慮した対応食の調理
- ・すべての事故及びヒヤリハット事例の報告(様式第10号)
- ・保護者・学校・教育委員会との連携

(4) 保護者の役割

- 食物アレルギーに関する正しい知識の理解
- ・子どもについての食物アレルギーに関する情報の提供
- ・「学校生活管理指導表」に基づき、医師による管理指示を受ける
- ・学校・給食センター・教育委員会との連携

第4章 学校給食センターにおける対応

1. アレルギー対応食提供の工程

いつ	ルキー対応食提供の工程 対応内容	 確認者
V		一 日 公中国北
	(1) 除去食献立の検討	
	① 通常給食を基本に、除去食献立を作成し、複数チェックを行う。	栄養教諭
事	通常給食を基にした除去食献立の作成 (調理指示書)	補助栄養士
事	除去食品目をわかりやすくカラーでマーキング	所長 他
前	調理指示書	
13.3	高浜町学校給食センター 2019年10月2日(水)	
準	献立名 可食量 総使用量 備考	
	表ごはん(和田) 大飯郡体育大会4~6年なし 米・精白米(和田) 72g 52 Kg (内浦は3年も)	
備	おおむぎ・米粒麦 4.8 g 3 Kg	
	牛乳 牛乳 1 本 639 本	
	高野豆腐の卵とじ煮	
	高野豆腐・サイコロ 10g 7.2 Kg (25 g 鶏もも皮なし 20g 14.4 Kg	
	たまねぎ 55 g 42 Kg ほうれんそう 15 g 12 Kg	
	にんじん 20 g 15 Kg しいたけ生 10 g 9 Kg	
	凍結全卵 20 g 14.4 Kg 卵除去 削り節 1.8 g 1.3 Kg 高2 和1	
	三温糖 2g 1.4 Kg 和2 青1 内2 しょうゆ(うすくち) 4.2 g 3 Kg 中1 - 2 中1 - 4	
	酒(清酒) 1g 721g 中2-1 中2-1	
	② 「詳細な献立表」を作成し、同意書(様式第7号)とともに保護者	
	へ配布する。	
	「詳細な献立表」(個別)	栄養教諭
		補助栄養士
	10月献立材料表小学校① 高浜町学校給食センター	保護者
	「 京 京	PIVILX II
	表ごはん。 様と 様と 大いーチキン) 鶏肉 ローグルト しょうが (3・パントックマッネーズ)	
	つまいもサラシ (チーズ) さつまいも / ウエック マコネース キャベツ (チーズ) 植物油脂 さとう 水あめ	
	コロコロ大根スープ チキンハム(乳・卵なし) 大根 にんじん キャベツ パセリ のりふりかけ かつおぶし のり きとう コーンスターチ	
	牛乳 +乳 ごはん *	
	高野豆腐の卵とじ煮) 高野豆腐 鶏肉 (卵) さとう コーンスターチ たまわぎ ほうれんそう にんじん しいたけん (ア) 学夫	
	2 火 キャベツのゆかりあえ こま キャベツ 赤しそ 手作りふりかけ じゃこ しゅきき かつり 大喜 さとう	
	牛乳 牛乳 麦ごはん 米 変	
	さんまのかば焼き さんま 米油 さとう 片栗粉	
	3 水 打ち豆なます 打ち豆 大根 にんじん きのこのみそ汁 油揚げ みそ まいたけ しいたけ えのき たきねぎ にんじん	
	牛乳 牛乳	
	福井まんぶく梅チャーハン)焼き豚(乳・卵なし(卵)) 米 ごま油 梅 たまねぎ ねぎ 福井ボークしゅうまい 福井ボーク 小支粉 片葉粉 さとう たまねぎ キャベツ しょうが にんにく	
	4 キャベツのごま見布	
	(2)除去食献立の決定	栄養教諭
	○学校ごとに、対応食予定表を送付する。	補助栄養士
		m少人民工



いつ	対応内容	確認者
事 準 前 備	(4) 検収○検収時に原材料を確認する。	栄養教諭 補助栄養士 複数の調理員
調	(5) 調理・配食・検食 ○調理前には原材料を確認する。	複数の調理員
理当日	調理前に個人容器や調理器具の準備をする	
	*容器の名前シールは学校ごとに色分け 高浜小学校【赤色】 和田小学校【黄色】 青郷小学校【緑色】	
	に基づき調理する。	
	対応食は普通調理工程から一部を取り分け、原因食材が混入しないよう、複数名で調理する。	

いつ 対応内容 確認者 ○調理済みの食品は保存食を取るとともにセンター所長が検食する。 複数の調理員 所長 りんご代替 検食 卵除去 (6) 配送 ○対応食が、コンテナに確実に積み込まれているか、誤配がないか、 複数の調理員 栄養教諭等 確認する。 *搬送中に汁物がこぼれても 調 専用容器への付着や混入を 防ぐため、格納専用BOX を整備。【令和元年9月~】 理 当 日 *学校・氏名・献立を確認し 専用BOXに格納する。 *専用BOXも学校ごとに シールを色分ける (p15*)

第5章 学校における対応

1. 事前の確認体制

いつ	リの推認1本利		対応	内 容				確認者
	1. 確認体制の構築							
	(1)年度初め(給食開始まで)に、職員会議等で資料を配付し、対象児						全教職員	
	童生徒や対応方法などを周知徹底し、全ての教職員が対応できるよ							
	うにする。							
年度	(2) 年度途中に新たに判明した場合や児童生徒の状態が変わった時は、							
年度初め				理解を図る	-	1 d - UT - E		
8)	(3) 用務員(配膳員)にも共通理解を図り、対応方法や手順の危険箇							
全	所を確認 (4)学級担任 ²		担合の針に	さめ 計角	の旧会生を	上学がか安)	₹ 41.	
(年度途中)						と守か久席しては、		
述 中				こ帰主でぬ ール化を図		. 20 (10)	CAUC	
)		ДП (1	7	0 0			
	例えば・・・							
	●前日に「給食」	· =	· · ·			は「校長」	も確認	
	できるよう確認			も 例もあり	ます。			
	[和田小学校の理	以組み事例]]			į.		
	*.	倉物フ	1/11:32 #	貴刘惠(除五	上舎。 丹瑟合	陳知丰		
		PERUT	U/V-T R	JURAJAN (ANZ	AR IVER	一座剛女	, ,	
	_				*			
	1	8	暗 .	平成一分の年	/0月/1	6日(火)		
	2	児童の	学年、 名前	年 名	âû			
	3	3		刘郎内容	3			
l	7	レルゲンとなる	8食物が含まれるメ		対	廊		
		×.62	a HTTE	→・除	去食			
	1	2 K) 5	a 甘酢 あんか	+ 4	Be () It's	加州而后)		
			0)201			か、甘香作)		
	その他()							
	以上の対応を確認しました。							
	学校長 給食主任 担任 給食従事者							
		当日	(P)	(FI)	(FI)	(F)		
	〈前日〉 ①紹介主任→②紹任→②紹介代表者							
	<当日> の給食的事者・②給食主任・③除食給洗・学校長・④ワゴンに乗せる・・6配膳給に担任が報酬・⑤ワゴンに乗せる・ の紹介されてコーノル							
	⑥鉛食主任がファイル							
	3 *							

いつ

年度初

8

(年度途中)

対応内容

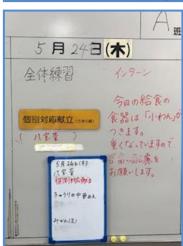
確認者

❷職員室のホワイトボードを活用し、担当者不在の時でも職員間で共通の 認識を図れるよう、全教職員に周知する例もあります。

全教職員

[全国の取組み事例]





[給食センターの管理事例] 学校ごとにファイルの色分け



いつ	対応内容	確認者
	2. 緊急時に備えた研修	
	(1) 緊急時の対応や薬剤使用時の留意点についても対応を確認する。	
*	(2) 異常があった場合は、各学校の食物アレルギー緊急時対応マニュア	
ヒヤリ	ルに沿って全職員で対応にあたる。	
	(必要に応じて所持薬使用・救急車要請・保護者連絡等)	
ハッ		
ト事案	3. ヒヤリハット事例が起こった場合	
案	(1) ヒヤリハット事例が起こった場合には、「学校給食における食物ア	
の発生	レルギー対応事故及びヒヤリハット事例報告書(様式第 10 号)」	
生	を作成して教職員全員で共通理解を図り、校内でのヒヤリハット事	
	例の再発防止に取り組む。また、高浜町教育委員会へ提出する。	

2

2 <u>.給</u> 1	給食当日の確認体制							
いつ	対応内容	確認者						
コンテナ受取	 4. コンテナ受取前 (1) アレルギー対応食が確実に該当の児童に届くように「献立表」「確認票」の確認や、欠席連絡等給食担当職員、給食センター栄養教諭と連携を図る。 5. コンテナ受取 (1) 配膳室にて給食センター職員からコンテナを受け取る。 (2) コンテナの中のアレルギー食(食札・専用容器)を確認し、確実に児童生徒に配膳されるよう、学年・クラスに仕分けてコンテナに移し替える。 [高浜小学校の取組み事例] アレルギー食(食札・専用容器)の確認 確実に児童生徒に配膳されるようにカードを取り付ける	用務員等						

6. 配膳

- (1) 予め担任は、「献立表」「確認票」などで、その日の対応内容を確認しておく。
- (2) 担任はコンテナからアレルギー食(食札・専用容器)を確認し受け取る。

[高浜小学校の取組み事例]





(3) 本人に(食札・専用容器を)手渡しし、渡す際には、「献立名」と「対応内容」を伝える。

[高浜小学校の取組み事例]



食札・専用容器の手渡し 献立名と対応内容を本人 に伝える

【本人及び児童生徒への指導】

- ① 給食当番には、原因食物に触れないように注意する。
- ② 用のない児童生徒等は席を立たないなど、食物アレルギーを有する児童生徒等が落ち着いて配膳ができるよう配慮する。
- ③ 低学年の児童、自己管理能力が不十分な児童生徒等に関しては、学級担任が配膳、または、配膳の補助を行う。
- ④ 原因食物に触れたトング等で、給食を配膳させないよう注意する。
- ⑤ 誤って配食してしまった場合は、食器を替えて配食し直す。
- ⑥ 原因食物の混入や除去食の取り忘れがあった場合は、即時に給食を中止さる。

いつ	対応内容	確認者
喫 食	7. 喫食 (1) 本人が個人容器から料理を食器に移し替えて食べる。 [高浜小学校の取組み事例] 本人が個人容器から料理を食器に移して食べる 本人が個人容器から料理を食器に移して食べる 本人及び児童生徒への指導】 (1) 原因食物に接触するだけで症状が出てしまうなど、アレルギー症状が重症の場合は、座席の配置や給食を食べる場所(保健室等)について検討を行う。 (2) 学校給食において食物アレルギー対応をしている児童生徒等は、おかわりを禁止するなど配慮する。 (3) 給食の内容について心配な点があるときは、給食を一旦中止し、書類を再確認し、栄養教諭等に確認をした上で、給食を再開させる。 (4) 万が一食べてしまった場合の対処方法について、常に確認しておく。	教職員(担金)、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、
給食時間終了	 8.後片付け (1)食物アレルギーを有する児童生徒が、他の児童生徒等の食器、牛乳瓶(牛乳パック)、または原因食物の入っていた容器や食缶等に触れないように注意する。 (2)担任等は、食物アレルギーを有する児童生徒の健康観察を行う。 (3)給食終了後から、昼休みまたは放課後まで健康観察を行う。 	教職員 (担任) 児童生徒 (配膳係) 本人

いつ	対応内容	確認者
	9. 弁当対応	
弁	(1)保護者と打ち合わせた内容について、本人に理解させておく。	教職員
料	(2)詳細な献立表、「食物アレルギーに関する対応の同意書(様式第7	保護者
弁当対応の場合	号)」等で保護者が確認し、給食が食べられる日と弁当持参の日を	本人
場場	事前に決めておく。	
合	(3) 持参した弁当は安全かつ衛生的に保管できるよう、本人が職員室へ	
	持参し、給食まで職員室で管理する。気温に応じて冷蔵庫(保存庫)	
	で管理する。(夏季の高温時や教室移動で教室が無人になる時を考	
	慮する)	
	[和田小学校の管理事例]	
	給食時間直前に保護者が持参するため、常温で保管している例	
	(4)保護者に、アレルギー原因食品と同等の栄養価の確保ができる食品 選択と献立を考えてもらう。 (5)おかわりはすべて禁止する。	

例 規 集

○高浜町学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱

(設置)

第1条 高浜町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)における食物アレルギー対応食(以下「対応食」という。)の提供に関し必要な事項を検討するため、高浜町学校給食食物アレルギー対応委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 対応食の提供の方針に関すること。
 - (2) 学校給食における食物アレルギー対応指針作成に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、対応食の提供に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員会は、次に掲げる者のうちから高浜町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。
- (1) 学校の学校医
- (2) 学校の校長
- (3) 学校の養護教諭または給食主任
- (4) 町の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長は高浜町学校給食センター運営委員会の会長が務める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員会の同意を得て委員長が選任する。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高浜町学校給食センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

〇高浜町学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、食物アレルギー疾患のある児童又は生徒(以下「生徒等」という。)に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業(以下「事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象生徒等)

第2条 事業の対象となる生徒等は、「学校生活管理指導表」(アレルギー疾患用) (平成20年3月31日財団法人日本学校保健会に準ずる)(以下「指導表」という。) において、医師より食物アレルギー疾患と診断された生徒等で審査により決定された 者とする。

(定義)

第2条の2 この告示で「乳糖不耐症」とは、乳糖が消化できない体質のため牛乳を飲むと下痢をする症状のことをいい、「コンタミネーション」とは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、特定原材料等が意図せずして最終加工食品に混入する場合をいう。

(アレルギー対応食の内容等)

- 第3条 アレルギー対応食は、学校給食の献立から食物アレルギーの起因となる食材を完全除去することを原則とし、食材や作業上可能な場合は一部代替食も提供する。 2 乳アレルギー又は乳糖不耐症(その他病気により飲用牛乳の除去について医師の指示がある場合を含む。)の生徒等については、飲用牛乳の中止の対応を行うものとする。
- 3 前1項及び前2項の規定にかかわらず学校給食では、コンタミネーションの対応は行わないものとする。

(実施調査)

第4条 第2条に該当する生徒等の保護者は、就学時健康診断事前調査票(様式第1号) (以下「調査票」という。)及び指導表を高浜町立小・中学校(以下「学校」という。)に提出しなければならない。

(審査及び申請)

- 第5条 学校及び教育委員会は、前条の調査票、指導表を受理したときは、養護教諭、 栄養教諭等学校関係者で、面談票(様式第2号)、面談チェックリスト(様式第3号) により保護者と面談し、事業の内容等について説明を行い、対応を協議する。
- 2 学校及び教育委員会は、協議した内容をもとに、食物アレルギー個別取組プラン (様式第4号)を作成し、保護者に対して学校生活での対応内容について説明を行う。
- 3 事業の実施を希望する保護者は、前項の、食物アレルギー個別取組プランに同意のうえ、高浜町学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書(様式第5号)(以下「申請書」という。)を学校を通じ、教育委員会へ提出しなければならない。
- 4 進学し、又は転校する学校が高浜町立の学校であり、かつ、保護者が食物アレルギー対応の継続を希望するときは、保護者は、食物アレルギーに関する対応の確認について(様式第9号)、次年度の、食物アレルギー個別取組プラン(様式第4号)、申請書、指導表を学校に提出する。

(事業実施の決定)

第6条 給食センターは、前条の申請書を受理したときは、事業実施の必要性等を審査したうえで決定し、高浜町学校給食アレルギー対応食実施決定通知書(様式第6号) (以下「決定通知書」という。)により申請保護者に通知するものとする。

(献立等)

第7条 教育委員会は、前条に規定する通知を受けた申請保護者に対し、事業を実施する月(以下「実施月」という。)の「詳細な献立表」を事前に送付するものとする。

- 2 前項の「詳細な献立表」の送付を受けた申請保護者は、その内容を確認し、第3条に掲げるアレルギー対応食の対象以外の食物アレルギーにより、家庭から弁当持参が必要となる場合はその旨を記載の上、食物アレルギーに関する対応の同意書(様式第7号)を学校を通じ教育委員会へ提出しなければならない。
- 3 学校給食の対応が飲用牛乳の中止に限る場合には、前1項及び前2項の規定による手続を省略することができる。

(事業の変更又は中止)

第8条 アレルギー対応食対象者の中で、症状に変化があり、事業の対応の変更又は中止を希望する保護者は、高浜町学校給食アレルギー対応食提供事業変更(対応解除)願(様式第8号)(以下「変更願」という。)及び指導表を、変更又は中止希望月の1週間前までに学校を通じ教育委員会へ提出しなければならない。

- 2 学校は、前項の変更願を受理したときは、必要に応じて保護者と養護教諭、栄養 教諭等学校関係者とで面談を行い、対応について審査するとともに教育委員会へ報告 しなければならない。
- 3 教育委員会は、同条第1項の規定による届出を受けたときは、第5条第2項及び 同条第3項の規定の例により処理するものとする。

(事故の報告)

第9条 学校は、事故及びヒヤリハット事例があった場合には、直ちに学校における食物アレルギー対応事故及びヒヤリハット事例報告書(様式第10号)によりその状況及びてん末を、アレルギー対応検討委員会に報告しなければならない。

2 高浜町立学校給食センターにて、事故及びヒヤリハット事例が発生した場合は、前項の規定により報告する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

様 式 集

各様式の発出・提出先一覧

*センター = 給食センター

時期	該当者	ξ 1	様 式	発行機関 → 対象	メーニ 福良センダー 提出先・受領機関		
10 月 11 月	新入生	Í S	【様式第1号】 就学時健康診断事前調査票	(保育所経由) 教育委員会 → 保護者	教育委員会 → センター 学校		
			【様式第2号】 面談票(保護者用)				
1月		新入生	学校生活管理指導表	(保育所または学校経由)	(複写) センター → 学校		
171	在校生		【様式第4号】 食物アレルギー個別取組プラン *新入生は面談時に発行	センター → 保護者	ピンダー 一子校		
			【様式第9号】 食物アレルギーに関する対応の 確認について				
2月 3月	新 入 生	Î	【様式第3号】 面談チェックリスト *新入生及び新規者のみ	センター・学 校	センター・学 校		
3月			【様式第5号】 高浜町学校給食アレルギー対応食 提供事業実施申請書(新規・継続)	(学校経由) センター → 保護者	学校 (原本) 教育委員会 →センター センター (複写) 学校		
4月			【様式第6号】 高浜町学校給食アレルギー対応食 実施決定通知書	(学校経由) 教育委員会 → 保護者 [センター]	学校で複写し、 原本は保護者へ		
毎月	全対象者		【様式第7号】 食物アレルギーに関する対応の 同意書(詳細な献立表含む)	(学校経由) センター → 保護者	(複写) センター →学校		
通年			【様式第8号】 高浜町学校給食アレルギー対応食 提供事業変更(対応解除)願	(学校経由) センター → 保護者	(複写) センター → 学校		
			【様式第 10 号】 学校における食物アレルギー対応 事故及びヒヤリハット事例報告書	当該機関	センター → 教育委員会		

学校生活管理指導表



5前_	男・女 平成 年 月 日生(歳)	学校 年	組 提出日平成	年	月	
	病型·治療	学校生活上の留意点	★保護者			Т
	A. 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 1 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物核存性造跡発力ナフィラキシー B. アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)	A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要	電話:			
食物アレ	1. 食物 (原因 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品	2. 保護者と相談し決定 C. 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	「緊急時」 ★連絡医療機関 医療機関名: 格先			
ルギー	6. その他 (C. 原 D食物・診断機拠 該当する食品の番号に○をし、かつ () 内に診断模拠を記載 1. 類卵 2. 牛乳・乳製品 () [診断模拠] 該当するもの全てを () 内に記載	四. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要 E. その他の配慮・管理事項(自由記載)	電話:			
(あり	① 明らかを配状の既往 3. 小変 () 食物食所及時間性 4. ソバ () 変化氏体等検査結果陽性	C. てい他の配題・管理争項(自由記載) 	記載日	年	月	_
なな	6. 種実類・木の実類 () () (7. 甲殻類(エビ・カニ) ()	i ! !	医師名			
	8. 果物類 〈		医麻機関名			
	D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内限薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン*」) 3. その他()					
	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日	年	月	_
ア(あ	A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎	A.屋外活動 1.管理不要 2.保護者と相談し決定	医師名		n	
ザー	2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期: 春 、 夏 、 秋 、 冬	B. その他の配慮・管理事項(自由記載)	医療機関名			
性鼻炎	日. 治療1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服)					
	 鼻噴霧用ステロイド薬 その他() 					

保護者署名:

1. 同意する 2. 同意しない

就学時健康診断事前調査票

(ふりがな)		保 育 所 名
児童氏名	(男・女)	
(ふりがな)		連絡先電話番号
保護者氏名		

※食物アレルギーに関する調査です。

この調査をもとに二次調査をさせていただきますので、正確にお答えください。

現在の食物アレルギーの状況について当てはまる項目に〇を付けてください。	
お子さんは食物アレルギーがありますか?	
() 食物アレルギーはこれまでない → (以上で質問は終わります)	
() 食物アレルギーは過去にあったが、現在は食べられるようになった	
() 現在も食物アレルギーがある	
〈食物アレルギーの原因食物について〉	
質問1 食物アレルギーの原因食物は何ですか。	<u></u>
【現在の原因食物】 【過去にあったが食べられるようになった食物	Ø]
 質問2 今までどのような症状が出ましたか。 () じんましん () 腹痛・下痢 () 吐き気 () 口唇やのどなどのはれやかゆみ () アナフィラキシーショック () その他 [] 	
質問3 最後に食物アレルギーの症状が出たのはいつ頃ですか。 [いつ頃]	
質問4 現在、除去している食品はありますか? () ある 食品名〔 ()ない]
質問5 食品を除去しているのは医師の指示ですか。 () 医師の指示による () 医師の指示ではなく、保護者の判断による () その他〔]
〈学校での対応について〉 質問6 学校での対応を希望しますか? () 希望する	
() 希望しない 〔理由:)
【学技スの社内について】	

【学校での対応について】

医師による検査・診察の結果、食物アレルギーと診断され、医師の指導のもと家庭でも除去を行っている児童生徒が対応対象者となります。学校給食、食物・食材を扱う授業・活動、運動、校外活動(特に宿泊を伴う校外活動)・部活動等学校生活全般において、食物アレルギー対応に取り組みます。

また、毎年、主治医が記載した『学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)』の提出が必要になります。料金は医療機関でご確認ください。

年 月 日

保護者 様

年 組 名前

高浜町学校給食センター 所長

学校における食物アレルギー等の対応に関する書類の提出について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、高浜町の学校教育活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。 先般、実施いたしました食物アレルギーに関する調査につきまして、お子さんの学校生活をより安心で安全なものとするため、詳細な内容を把握させていただきます。 つきましては、 月日()までに、同封の書類を入学予定小学校に提出 くださいますよう、お願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)・・・かかりつけ医記入
 - ・「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を基に、学校と保護者の方とで お子さんの学校生活における配慮や管理について相談します。(この際、必要 に応じさらに詳しい情報の提出をお願いすることがあります。)
 - ・病状は変化することがあります。継続して管理・指導が必要な場合は、原則として内容が同じでも毎年度の提出が必要です。

※この書類にかかる費用については保護者負担となります。

(2) 面談票・・・保護者記入

- ・「学校生活管理指導表」やこの面談票から、お子さんの食物アレルギー等に関する実態を把握します。
- ・「学校生活管理指導表」と面談票をもとに、学校での「食物アレルギー個別取組プラン」を作成します。

ご不明な点がありましたら 高浜町給食センター(電話)72-0133 担当○○までご連絡ください。

面談票 (保護者用)

				記人	3:半成	年	=)	月	日
年 組	番	男・女	児童生徒	氏名					
(生年月日) 平成	年	月 日生	保護者氏	:名					
緊急対応									
緊急連絡先 第1	氏名		(続柄)	電話番号				
緊急連絡先 第2	氏名		(続柄)	電話番号				
緊急連絡先 第3	氏名		(続柄)	電話番号				
緊急搬送先	医療機	関名			電話番号				
発症時の対応	緊急搬	送・服薬・保護者に違	車絡等						
有無について教え									
原因食品		具体的な症状	症状	が出る	量	過熱	熟による	る可食	[
(例)鶏卵		(例) んましんが出る	(例) 揚げ物の	つなる	ぎ程度	(例)	生卵に 半熟卵 ゆで卵	りも不	可
質問2 かかりつけ ・かかりつけ医療		• • • • • •		さい。					<u> </u>
・主治医氏名 〔・最終受診日 〔		年])
()保護者の	示による 判断に。)除去、経口免疫療 る除去 〔食品名 よる除去〔食品名 ()経口免			しています	⁻ か。]
質問4 アナフィュ () ある し 〔具体的な () ない	回数	症状の経験はあり 回〕 〔いつ、]
質問5 運動でア () ある (() ない		キシー症状を発症の関連: 有		ありま	すか。				

質問6 現在食物アレル	ギー疾患の治療に使用している予防薬・緊急薬について教:	えて下さい。
	薬名()
予防薬	学校に携帯希望 (する・しない)	
1 100 %	使用する症状()
	管理・投与方法()
	薬名()
緊急時に使用する薬	学校に携帯希望 (する・しない)	
(エピペン以外)	使用する症状()
	管理・投与方法()
	処方の有無(あり 本・なし)	
エピペン®	使用の有無(あり 年 月最終使用・なし)	
	学校に携帯希望 (する・しない)	
	管理方法()
() 弁当を持参する() 除去食を希望す() その他・・・・() 希望しない・・質問8 学校生活上の注意	(立表を希望する ・で除去する・・〔除去する食品 ・・・・・・〔完全弁当・一部弁当(保管方法記載) でる・・・・・〔除去する食品 ・・・・・・〔 ・・・・・・〔理由 意点や配慮することはありますか。 う授業、クラブ、委員会活動、部活))))
(イ) 運動(体育・部)	舌動)	
(ウ) 遠足・校外学習	・宿泊を伴う校外活動	
(エ) 他の児童生徒に対	対する指導	
(オ) 他の保護者に対	する説明	
	幾関・教職員との情報共有 報共有してもよい ()事前に情報共有しない	
(キ) その他		

面談チェックリスト (教職員記入用)

学校 年 組 氏名

記入者

食物アレルギー あり・なしが記載されているか。 【ありの場合】病型・治療A食物アレルギー病型に記載があるか。面談票で「具体的な症状」を確認する。 アナフィラキシー あり・なしが記載されているか。 【ありの場合】病型・治療Bアナフィラキシー病型に記載があるか。面談票で「具体的な症状」を確認する。 「病型・治療 C原因食物・診断根拠 ① 原因食物に○があるか。 【ありの場合】面談票「緊急対応」緊急連絡先・搬送医療機
か。面談票で「具体的な症状」を確認する。 アナフィラキシー あり・なしが記載されているか。
アナフィラキシー あり・なしが記載されているか。 【ありの場合】病型・治療Bアナフィラキシー病型に記載があるか。面談票で「具体的な症状」を確認する。 病型・治療 C原因食物・診断根拠 ① 原因食物に○があるか。
【ありの場合】病型・治療Bアナフィラキシー病型に記載があるか。面談票で「具体的な症状」を確認する。 病型・治療
るか。面談票で「具体的な症状」を確認する。 病型・治療 C原因食物・診断根拠 ① 原因食物に○があるか。
病型・治療
① 原因食物に○があるか。
関等確認
② 食品群に具体的な食品名の記載があるか。
③ 診断根拠が書いてあるか。
既往のみが根拠の場合で、鶏卵、牛乳、小麦、大豆につい
校 過している場合は負荷試験を勧める。
学校 過している場合は負荷試験を勧める。 生活管理
近 既往や検査から年月が大きく経過している場合は再検査等
を勧める。※除去が一部解除となり、少量でも摂取を開始
指 している食物については血液検査は不要。
導 ⑤ 経口免疫療法(減感作療法)を行っているか確認する。 「表 ている場合は、現在の摂取場、摂取時間な変認する。
で
「
ルードーがおい各車を注っの対方はできないことな道明する
6 原因食物でなくなった食物については、耐性化の確認を行
疾 う。※必要に応じ、「高浜町学校給食アレルギー対応食提
疾 う。※必要に応じ、「高浜町学校給食アレルギー対応食提
用し、大学大学大学大学、大学大学、大学大学、大学大学、大学大学、大学大学、大学、大学
D 緊急時に備えた処方薬
【ありの場合】面談票「予防薬・緊急薬」「エピペン®の保管」
の確認を行う。
学校生活上の A~D「2. 保護者と相談し決定」に○が付いている場合は、
留意点 取組プランの「学校における配慮」に具体的内容を記入する。
E その他の配慮・管理事項
① 分量による部分解除は行わないことを説明
② 調味料等の使用範囲の確認 (医師の記載がない場合)
③ コンタミネーション(微量混入)の確認(医師の記載がない
場合)
不備がある場合は、医師に追記してもらうよう依頼する
同意書の「1 同意する」に○及び署名があるか確認する。
必ず、同意を依頼する。

	給食での対応についての説明
	① 給食室の現状を説明
	② 原則、完全除去を基本とすることを説明
	③ 1つの料理で1つの除去食となり、原因食物以外も除去して作る場合
飲	がある旨を説明
食に	④ 家庭から弁当持参をお願いする場合があることを説明
おけ	⑤ おかわりについての説明
る対応	⑥ 初めて食べる食品が給食で使用される場合は、事前に家庭で喫食するこ
一点に	とを確認
につ	⑦ 食器の共用についての確認
いて	⑧ 給食費について
	⑨ 除去が不要になった場合は除去「高浜町学校給食アレルギー対応食提供事
	業事業変更(対応解除)願」(様式第8号)の提出を依頼
	⑩ 詳細献立表の確認について依頼
	⑪ 登校前に、アレルギー対応について児童生徒と内容を確認するよう依頼

様式第4号(第5条第2項関係)

食物アレルギー個別取組プラン

教育委員会 給食センター				学	校			
教育長	局長	次長	所長	栄養教諭	学校長	教頭	保健主事	給食主任

※「学校生活管理指導表」、面談表をもとに作成し、保護者に説明の上、同意後確認印をもらう。

	W. I. I. &	,			-	tat mar				
	学校名	クラス	氏		名	性別		生年月	H	
		- A						年	月	日
		年 組				男・女		•	(歳)
	/n =# -	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				2 2 20) a Et			/////
	保護者	f氏名・確認印				かかりつ	けの医療	僚機関名		
			,							
			(EI)						
ļ	円寸	t nt a li t								
		急時の対応								
救急	搬送・服薬・保	護者に連絡等								
j										
					(電話番号	1)				
			保護者	当へ	の緊急連約	 各先				
—				I	`±	, H-				
順	B	名	続柄		連絡			電話	番号	
			.,, =		(自宅・職	(場名等)				
1										
1										
2										
3										
Ü										

※1~2は医師が作成する「学校生活管理指導表」を基に該当に〇及び原因食物を記入する。

1. 食物アレルギー症状

1. 民物プレルマーカ	E1八		
原因食物	D	摂取した際の症状	症状が出た時の対応
アナフィラキシー 症状の既往	なし・あり	(原因食物)発生年月: 年 月

2. アナフィラ	キシー病型(アナフィ [・]	ラキシ一既往有りの場合のみ記	!入)	
該当欄に〇	食物による	食物依存性	その他	
	アナフィラキシー	運動誘発アナフィラキシー	()

原因食物

3. 学校給食における決定事項(対応する食品を記入する。人員や設備の充実度、作業ゾーンなどの状況に応じて対応を検討すること。)

原因食物	対応内容 (除去・代替・一部弁当内容など)

4. 学校生活における留意事項

活動内容等	ガエック項目	 具体的な配慮と対応
11237 7 1 1	7 . 7 . 7 . 7) (
食物・食材を扱う 授業・活動	微量の摂取・接触による 発症防止について	
運 動 (体育・部活動)	運動誘発アナフィラキシ ー・食物依存性運動誘発 アナフィラキシー	
宿泊を伴う活動	事前に確認すること持参薬について	
持 参 薬 (緊急時も含む)	保管場所・管理方法	
エピペンの保管	床自物/月・自生/1伝	

様式第5号(第5条第3項関係)

高浜町学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書 (新規・継続)

年 月 日

高浜町教育委員会 教育長 様

下記のとおり高浜町学校給食アレルギー対応食提供事業の実施を申請します。

記

学校名	学校	年	組	性別	男	• 7	b
(ふりがな) 児童・生徒 氏 名				生年月日	左 (E	日

対応内容については別添「食物アレルギー個別取組プラン」のとおりとします。

学 校 記 入 欄

上記内容につきましては適当であると判断しましたので、学校給食における 食物アレルギー対応の実施を申請します。

高浜町教育委員会教育長 様

年 月 日

高浜町立 学校

校長

高浜町学校給食アレルギー対応食実施決定通知書

年 月 日

保護者 様

高浜町教育委員会 教育長

年 月 日付けで申請のあった高浜町学校給食アレルギー対応 食提供事業の実施について、下記のとおり決定したので通知します。

記

実施対象	学校名			学校	年	組
児童又は生徒	氏 名					
事業実施期間	在	F 月	日 ~	年	月 日	
	【注意】進学	之、転校等の)場合はその日	をもって対応を	と終了します	O
原因食物						

対応内容については別添「食物アレルギー個別取組プラン」のとおりとします。

平成 年 月 日

学年組児童生徒名保護者

高浜町学校給食センター 所長

食物アレルギーに関する対応の同意書

お子さんの食物アレルギーに関する対応について、別紙のように計画しました。 内容についてご確認の上、署名・押印して、(月日)までに、本紙を学校 へご提出ください。

別紙の献立材料表については、ご自宅にて保管ください。

※気がかりな点などございましたら、記入をお願いします。

様式第8号(第8条関係)

		給食セ	ンター			
学校長	教頭	保健主事	給食主任	学級担任	所長	栄養教諭

高浜町学校給食アレルギー対応食提供事業変更(対応解除)願

年 月 日

高浜町教育委員会 様 (学校長 経由)

保護者氏名

(EJJ)

次のとおり高浜町学校給食アレルギー対応食の 提供事業の対応解除 してください。

学校名 学年・組		学校	年	組	性	別		男	•	女	
(ふりがな) 児童・生徒 氏 名					生年月	月日		年		月	目
亦軍の担人		変更前					変見	更後			
変更の場合その内容											
対応解除 の理由											
変更・対応 解除年月日			左	F	月	日					
医療機関 受診日	医療機関 受 診	名日		年	月		日				

この用紙は変更又は対応解除を希望する月の1週間前までに提出してください。 なお、内容を変更する場合、提供開始が希望日より遅れることがありますので、その旨ご了承ください。

平成 年 月 日

学年組児童生徒名保護者

 高浜町立
 学校

 校長
 ®

食物アレルギーに関する対応の確認について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、お子さんの食物アレルギーに関して、現在別紙のように対応しております。 次年度も食物アレルギー対応を安全かつ、円滑に行うために、お子さんの健康状態

次年度も食物アレルギー対応を安全かつ、円滑に行っために、お子さんの健康状態 についてかかりつけの医師とご相談していただき、別紙「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」をご提出ください。

この学校生活管理指導表は医師の診断に基づくものであり、成長期のお子さんの身体の変化に応じるため、毎年提出していただきます。

また、個別取り組みプラン(様式第4号)について変更のある場合は、赤字で訂正 して 月 日までに提出をお願いします。

()変更なし				
()変更あり				
		平成	年 月	日	
		児童生徒名			
		保護者 氏。	名		

様式第10号(第9条関係)

学校における食物アレルギー対応事故及びヒヤリハット事例報告書

年 月 日

高浜町教育委員会教育長 様

種類	□ 食物アレルギー対応事故□ 食物アレルギー対応ヒヤリハット事例
発生日時	年 月 日() 時 分頃
発生場所	
記載者	職名
該当 児童生徒	学年 組 氏名
献立名	
事故の概要 発生の原因	
児童生徒の被 害状況	
今後の対応	
備考	

児童生徒常勤職員の給食費の取り扱いについて

1. 通常の給食費

区割	月額	日額
小学校1~2年生	4,000円	233円
小学校3~6年生	4,200円	244円
中学生	4,500円	262円
小学校職員(常勤)	4,200円	244円
中学校職員(常勤)	4,500円	262円

[※]内浦小中学校の職員室分は、小学校職員(常勤)と同じ4,200円/月

2. 日割り計算

- (1) 当月計算とするため、月をまたいでの計算はしない。
- (2) 児童生徒の転入、転出、死亡、病気又は事故その他の事由により発生する場合に適用する。
- (3) 病気又は事故その他の事由の場合は、事前連絡があり、継続して5日以上 欠食した場合のみ適用となる。

3. 計算方法

(1) 給食を食べた日数が、食べなかった日数より少ない場合。

【食べた日数分を徴収する】(給食費の月額を限度額とする)

(2) 給食を食べた日数が食べなかった日数より多い場合、又は同日の場合。

【食べなかった日数分を減額し徴収する】

食物アレルギーの基礎知識

食物アレルギーとは

●免疫が過敏に働いてしまうアレルギー

アレルギーとは、本来人間の体にとって有益な反応である免疫反応が、逆に体にとって好ましくない反応を引き起こすことを指す。アレルギー疾患のうち、食物を食べたり、触ったり、吸い込んだりした時に体に有害な症状が出る反応を食物アレルギーという。また、アレルギー疾患の特徴として、同じ疾患の子どもであっても個々の子どもで症状が大きく異なるという点がある。その違いは、疾患の病型や原因、重症度として表される。

●食物アレルギーと間違えやすい病気

食物が引き起こす有害な反応でも、以下の項目は免疫反応ではないため食物アレルギーではない。

○食物不耐症:体質的に食物を消化できない

(例) 乳糖を消化できず牛乳を飲むと下痢をする

〇食中毒:食物中の病原体や毒素で発生

(例) ノロウイルス汚染されたカキによる下痢

〇仮性アレルゲン: 食物中の化学物質が原因でアレルギー様症状を起こす

(例) 鮮度の落ちた青魚によるじんましん

●食物アレルギーにより引き起こされる症状

EM/ UNIT TOS / STERE CAUGETY			
皮膚症状		掻痒感、じんましん、血管性浮腫、発赤、湿疹	
粘膜症状	眼症状	結膜充血・浮腫、流涙、瘙痒感、眼瞼浮腫	
	鼻症状	くしゃみ、鼻汁、鼻閉	
	口腔咽頭症状	口腔・口唇・舌の違和感・浮腫、咽頭のかゆみ・	
		イガイガ感	
消化器症状		腹痛、悪心、嘔吐、下痢、血便	
呼吸器症状		咽頭絞扼感、咽頭浮腫、嗄声、咳嗽、喘鳴、呼	
		吸困難	
全身性症状	アナフィラキシー	多臓器の症状	
	アナフィラキシー	頻脈、虚脱状態(ぐったり)、意識障害、血圧	
	ショック	低下	

食物アレルギーの原因食物

食物アレルギーを発症させないためには「原因食物の除去」が唯一の予防法である。 個々の児童生徒の食物アレルギー原因食物を、学校が把握することが必要である。 食物アレルギーはあらゆる食物が原因となるが、卵、乳、小麦は患者数が多く、3 大アレルゲンと呼ばれている。また、3大アレルゲンに加え、そば、落花生、えび、 かには重篤な患者が多いため、食品への表示義務がある。

●特定原材料(7品目)

・特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。 卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生

●特定原材料に準ずるもの(20品目)

・症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。

あわび、イカ、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、 くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、 やまいも、りんご、ゼラチン

出典:厚生労働科学研究班「食物アレルギーの診療の手引き2014」

用語の定義

○アレルギー対応食:原因食物を除去した給食のこと。高浜町のアレルギー対応は、 基本的にはレベル3の除去食であるが、食材や作業上可能な場合に限り、レベル4の (一部)代替食の提供を行う。

○詳細な献立表:アレルギー対応献立表のこと。

〇コンタミネーション: 食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入してしまう場合のこと。

〇乳糖不耐症:乳糖が消化できない体質のため牛乳を飲むと下痢をする症状のこと。

参考•引用資料

・文部科学省(平成27年3月)

「学校給食における食物アレルギー対応指針」

·福井県教育委員会(平成30年3月)

「学校における食物アレルギー対応の手引」

·公益財団法人日本学校保健会(平成20年3月)

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

- ・小浜市食物アレルギーに対する学校給食での対応の手引き(平成26年)
- ・丹波市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル (平成27年8月)
- ・江津市学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン(平成30年2月)

改訂履歷

以 口./及止	次 1 7 核 1 年				
版数	発 行 日	改 訂 內 容			
第1版	2019年 2月	初版発行			
第2版	2019年12月	第1章(1)(2)のグラフに「令和元年」を追加			
		" (3) のグラフを「令和元年」に変更			
		" (4)のグラフに「令和元年」を追加			
		第4章 1. (1)①調理指示書を変更			
		" (5)「*容器の名前シールは学校ごとに色分け」 を追記			
		" (6)配送 の写真を最新の取組内容に変更			
		様式第1号 「食物アレルギーに関する調査票」から「就学時健 康診断事前調査票」に変更			
		関係書類提出依頼文書(例) 1提出書類(1)に、「※この書類にかかる費用に ついては保護者負担となります。」を追記			